平成２５年（フ）第５３５号
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目67番地
債務者　玉城　満正
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川元　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６８号
兵庫県明石市魚住町西岡1845―１　レオパレスＦＵＪＩＩ101、住民票上の住所兵庫県姫路市勝原区宮田35番地１　メゾンクレイン４Ｂ
債務者　内海　克視
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第５９６号
岡山市北区田中176番地103ＭＩＹＡＫＥコーポＢ棟106号、旧住所岡山市北区津高台２丁目2026番地５
債務者　船橋　　徹
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東川　芳美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２６号
大阪府東大阪市日下町１丁目２番６号　日下グランドハイツ301号
債務者　梶原　久美
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２３号
宮城県登米市南方町尼池104番地１
債務者　千葉　広彦
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第１０７号
北海道函館市花園町31番６―603号
債務者　和田　英男
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４３号
岩手県大船渡市盛町字木町14番地２
債務者　菊池　久美
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第４７号
岩手県大船渡市盛町字木町14番地２、住民票上の住所岩手県大船渡市三陸町綾里字黒土田99番地１　大船渡市黒土田応急仮設住宅７―５号
債務者　佐々　　賢
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第４８号
岩手県一関市大東町摺沢字鳥啼沢106番地７
債務者　青柳　静江
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第５７号
宮城県石巻市駅前北通り２丁目９番１号
債務者　奥津　満也
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第３１３号
函館市東山３丁目21番７号
債務者　佐々木由美子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２８号
松江市東津田町525番地　ブルーメンホーフ２棟212
債務者　安部　　博
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２９号
島根県雲南市大東町養賀836番地４、前住所島根県雲南市大東町大東1587番地６
債務者　山岡　貴美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５８号
愛知県安城市高棚町石亀28番地
債務者　佐藤　俊孝
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０１号
愛知県豊田市四郷町山畑130番地87
債務者　鈴木　貞治
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０１７号
埼玉県和光市白子３丁目16番35号　清和ハイツ101
債務者　松田　千春
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２１号
さいたま市見沼区大字南中丸320番地２　メルセデスα204
債務者　渡辺テル子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係